

# 新宿区景観まちづくり計画 一部改定 方針案

## 区分地区「(仮称)新宿駅東口地区」

第49回 新宿区景観まちづくり審議会 報告1  
資料2 平成24年7月23日(月)

### 1 区域

区分地区の区域は、新宿駅東口まちづくり構想の区域に基づくものとします。

ただし、新宿駅東口まちづくり構想の区域の一部は、新宿区景観まちづくり計画の区分地区「新宿御苑みどりと眺望保全地区」に既に指定されており、景観形成方針及び景観形成基準が別途策定されている状況です。

「(仮称)新宿駅東口地区」と「新宿御苑みどりと眺望保全地区」が重複する区域における建築計画については、それぞれが定める景観形成基準の両方に適合することが必要になります。



- — — : 新宿駅東口まちづくり構想 区域
- — — : 区分地区 新宿駅東口地区 (案)
- — — : 東京都 景観形成特別地区  
(そのうち新宿区内は「新宿御苑みどりと眺望保全地区」)

### 2 届出対象規模

建築物の届出対象については、3階程度以上の建築物を想定しています。

現状	
名称	一般地域
建築物	建築物の高さ>10m 又は延べ面積>300㎡
工作物	工作物の高さ>10m
開発行為	開発区域の面積>1,000㎡



案		
名称	(仮称) 新宿駅東口地区	
建築物	建築物の高さ>10m 又は延べ面積>300㎡	(変更なし)
工作物	工作物の高さ>10m	(変更なし)
開発行為	開発区域の面積>1,000㎡	(変更なし)

### 3 景観形成方針

#### ①賑わいと風格のある沿道景観の形成

日本一の繁華街の賑わいの交流の骨格として相応しい親しみのある歩行者空間を創出し、多くの人が集い、通りごとの個性が息づく沿道景観を形成します。



#### ②新宿の顔にふさわしい賑わいあふれる駅前空間の創出

新宿駅からの人波を受け止める回遊性の高い空間を創出し、低層部の店舗の連続により、来街者が楽しく歩ける商店街を形成します。



- — — : 新宿駅東口まちづくり構想 区域
- — — : 区分地区 新宿駅東口地区 (案)
- — — : 区分地区「新宿御苑みどりと眺望保全地区」

#### ③新宿駅東口の歴史と文化をいかした景観の形成

新宿駅東口の歴史的な景観資源の魅力を活かしつつ、新しい文化を発信し続ける魅力ある景観を形成します。



#### ④都市に潤いをもたらす気品あふれる緑地景観の創出

壁面緑化や屋上緑化、街路樹等と連続したみどりの創出により新宿御苑へつながる美しい緑地空間の形成を推進し、潤いの創出を図ります。



東京 MIDTOWN